慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦後日本の戦没者追悼事業 : 新しい国立追悼施設はなぜ実現しなかったか
Sub Title	
Author	小野田, 亮(Onoda, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2015
Jtitle	日本政治外交研究 No.8 (2015.) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾大学日本政治外交研究会
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO92001005-00000008-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後日本の戦没者追悼事業

新しい国立追悼施設はなぜ実現しなかったか

政策・メディア研究科　修士課程二年　小野田亮

はじめに
一、首相の靖国神社参拝と中国の反発
二、新しい国立追悼施設の性格
三、実現できなかった要因
おわりに

はじめに

国は戦没者の追悼をどこでするべきか。戦前、国は靖国神社で戦没者を追悼してきており、当時その追悼は無条件に肯定されていた。しかし敗戦と同時に国が靖国神社で戦没者の追悼をする意味は相対化され、しかも靖国神社が国の機関ではなく一つの宗教法人となってしまったことが、政教分離問題と外交問題が惹起される原因として存在している。現在、この議論は「靖国神社問題」として主に論じられている。

靖国神社問題は首相が戦没者追悼のために靖国神社へ参拝するべきかどうかの論争から始まったが、それが今に見るような政治的問題となったのは七〇年代に入ってからである。首相の参拝は私的なのか公的なのか、合憲なのか違憲なのかが問われ、さらに一九七八年に靖国神社によっておこなわれたA級戦犯合祀の問題や、その合祀に伴う天皇親拝の中止、参拝をめぐって中国や韓国への配慮をどうするのかなどの、政教分離の問題や外交関係への影響などが議論されてきた。首相の参拝に対して国内では数々の裁判も起こされた。さらに中国や韓国などの海外からの反発も深刻化し実際に外交が停滞するという事態をも生んでいる[1]。

靖国神社によって巻き起こる問題を解決するために、二〇〇一年小泉内閣は「追悼・平和記念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」（以下、追悼懇）を設置した。この追悼懇は靖国神社などの既存の施設で追悼が実施できないのならば、新しい追悼の場を作り誰もがわだかまりなく追悼の意を捧げられるようにすることを目指したものであった。しかし、新しい国立追悼施設の建設は実現されることなく現在に至っている。

現在実施されている戦没者追悼の中心的な公式事業は「全国戦没者追悼式」だと考えられる。追悼式は一九五二年に新宿御苑で初めて実施され、一九六五年以降は毎年、日本武道館で実施されている。追悼式の参加者は一般的に全国の地方自治体が日本遺族会の協力を得て募集した戦没者の遺族を中心に構成されている。近年は遺族の高齢化が進み参加者も減少傾向にあるとも言われている。しかも、追悼式が実施されている日本武道館はイベント会場としての性格が強く、考えようによっては

全国戦没者追悼式もイベントの一つとして開催されていると見られなくもない。これでは参加者が減少すればイベントを開く意味も無くなってしまい、今のままでは全国戦没者追悼式もいつかは消えてなくなってしまう可能性があることを意味する。

戦前は靖国神社が戦没者追悼を実施する場として使われていたという歴史的経緯を鑑みると、確かに靖国神社が戦没者追悼のための中心的施設だと言うこともできる。しかし、靖国神社には前述したような様々な問題があり、現行の日本武道館での追悼式は消滅してしまう可能性もある。よって戦没者追悼事業を恒久的に実施するためにも新しい国立追悼施設は必要であると考えるが、その施設が検討されたにも関わらず、実際には建設されなかったのはなぜなのか。新しい国立追悼施設を巡る論争を中心にその原因を考察したい。

一、首相の靖国神社参拝と中国の反発

追悼懇を設置する契機となったのは二〇〇一年の小泉首相による靖国神社参拝である。小泉は自民党総裁選当時から公約として靖国神社参拝を掲げており[二]、実際に総裁に就任すると初の記者会見で「戦没者慰霊祭の行われる日には、そういう方々の犠牲の上にたって今日の日本があるんだという気持ちを表すのは当然では」と参拝に意欲を示した[三]。この発言に対し、中国から過去の日本の侵略によって傷ついたアジア人民の心を踏みにじっているといった批判が寄せられても「よそから批判されてなぜ中止するのか理解に苦しむ。首相として二度と戦争を起こさないという気持ちからも参拝をしたい」と靖国神社参拝にこだわりをみせた[四]。当然、中国からの批判は強まる一方となる。同年七月に田中真紀子外相と会談した唐家璇外相は首相の靖国参拝を思いとどまるよう強く求め、日本のテレビカメラの前で「やめなさいとゲンメイしました」と日本語で語る異例の事態となった[五]。

こうした事態を懸念したのが直前まで駐中国大使を務めていた谷野作太郎だった。谷野はすでに中国側の激しい反発が懸念されることを福田康夫官房長官に伝えていた。これを受け官房副長官であった古川貞二郎は「何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げる」ことのできる「場」を議論する懇談会の設置を提案する[六]。このことは福田から小泉に伝えられ、靖国参拝時に発表する談話の中に「また、今後の問題として、靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどうすればよいか、議論をする必要があると私は考えております」の文言が追加され[七]、十二月十四日に内閣官房長官の私的諮問機関として追悼懇が発足した。

追悼懇は「何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等国の施設の在り方について幅広く議論する」という趣旨の下、国の施設の必要性、種類、名称、設置場所などを

検討するとした。委員は、東江康治（前名桜大学長、元琉球大学長）、今井敬（社団法人経済団体連合会会長，新日本製鐵株式会社代表取締役会長）、上島一泰（株式会社ウエシマコーヒーフーズ代表取締役社長，前社団法人日本青年会議所会頭）、上坂冬子（ノンフィクション作家、評論家）、草柳文恵（エッセイスト、キャスター）、坂本多加雄（学習院大学法学部教授）、田中明彦（東京大学大学院情報学環教授）、西原春夫（学校法人国士舘理事長、元早稲田大学総長）、御厨貴（政策研究大学院大学教授）、山崎正和（劇作家、東亜大学長）の十名であった[八]。

そもそもこの追悼懇が開かれるきっかけとなった中国の反発とはどういったものであったのだろうか。首相の靖国神社参拝は戦前も戦後も行われており、戦前は近衛文麿から鈴木貫太郎まで、ＧＨＱによる占領中も東久邇宮稔彦と幣原喜重郎が参拝している。主権回復後も一九五一年に吉田茂が参拝しており、以後、中曽根康弘まで歴代首相の多くは靖国神社に参拝をしており[九]、その間、中国が激しく反発するようなことはなかった。首相の靖国参拝に対して中国が初めて抗議したのは一九八五年の中曽根による靖国神社公式参拝の前日であった[一〇]。

この中国の抗議の根拠は一九七二年の日中国交正常化にあるといわれている。当時の中国政府は過去に起こされた日中間の戦争は日本の「一部の軍国主義者」が引き起こしたもので、日本の一般国民には責任がなく、それどころか中国人民と同じ被害者であるといういわゆる「二分論」の立場をとった[一一]。米中和解、中ソ対立という国際環境のなかで賠償金を請求せずに日本と和解する決断をした中国政府にとっては、国内向けに必要な論理であった。この論理からすると、中国にとってＡ級戦犯が祀られた靖国神社に日本の首相が参拝することは、それが慰霊を名目としていても日本政府が戦争責任を軽視していると見ざるを得ないこととなる。

さらに中国がこの抗議にいたる下地のようなものとして、一九八二年に起きたいわゆる歴史教科書問題があった。これは一九八三年から採用される高校用の歴史教科書の一部で、中国の「華北への侵略」という表現が文部省の検定によって「華北への進出」に書き換えられたと日本のメディアが報じたことに始まった[一二]。事実か否かはともかくとして、ここから日本の「歴史の歪曲」「過去の美化」に対する中国からの批判が起きるようになり、中国政府の対日観にも大きな変化をもたらしたと言われている[一三]。

中曽根はこうした中国政府の批判をなだめ、靖国神社への公式参拝を続けるために、一九八六年に訪中を予定していた稲山嘉寛（当時、経団連会長）に中国の政府要人への釈明を要請した。稲山と会談した鄧小平は「参拝は日中双方を困らせることだ。参拝があれば中国は厳しい反応を示さざるをえない」と返答し、参拝に対する理解を拒否した[一四]。さらに当時の共産党総書記の胡耀邦は次のように話したという。

重要なことはほかでもなく、靖国神社に戦犯が祀ってあることである。戦犯がいなければなにも問題はない。戦犯を祀ってある以上、これは一国の内政問題ではなくなり、一国の首脳が公式に世界公認の戦犯を参拝するならば、必ず全世界の関心を引く。・・・彼らは今なお、戦犯を偲び、その行為を賛美しているという印象を受けるであろう。少なくとも彼等が善悪の区別もつけられないと思うであろう。したがって中曽根さんの友人として忠告したい。近年来、貴国政府の世界におけるイメージは非常によくなっている。平和なイメージ、自国の発展に努力しているイメージ、科学の発展に努力しているイメージである。せっかくよいイメージをつくりあげてきたのに、このような小さなことでそれを台無しにしてもらいたくない[一五]。

この発言は首相の公式参拝によって戦後日中両国で築き上げた関係が壊れるかもしれないことを示唆している。中曽根は首相の公式参拝に対する中国の否定的な反応を受けてA級戦犯を慰霊の対象から外す「分祀」の道を探った。政教分離の原則から政府が靖国神社に対して直接指示や命令を出すわけにはいかず、旧知の瀬島龍三に頼み、自身もA級戦犯の次男である日本遺族会会長の板垣正と協力して分祀の説得にあたったが、東条英機の遺族と靖国神社の反対を受けて不調に終わってしまった[一六]。

この中国の反発から見えることは、靖国神社がA級戦犯を合祀したことによって外交問題を惹起する原因を内包したことと、政教分離の原則により政府がその原因を取り除くため靖国神社に手出しをすることができないという二つの障壁である。結果としてA級戦犯の合祀が追悼施設としての靖国神社に傷をつけ、なおかつ制度的にその傷をなおすことができない以上、新しい国立追悼施設を建設するという案は順当な考えだと思われる。

二、新しい国立追悼施設の性格

前述したような問題点を克服するために、追悼懇がどのような追悼施設を建設しようとしたのかを追悼懇の報告書から見ていきたい。

追悼懇の会合は公開で行われ、第一回会合は二〇〇一年十二月十九日に開催し、第六回会合までは月一回のペースで開かれていたが、第七回は第六回から半年後の十一月に開かれ、第八回からは、十二月九日、十三日、二十四日と短期間のうちに三回の会合を開き、十二月二十四日には最終的な報告書が出された。ちなみに、会合が開かれなかった半年間の間には、五回の非公開の勉強会が開かれた[一七]。

追悼懇が最終的に出した報告書は五つの部分に分かれている[一八]。

まず「一　はじめに」では懇談会として国立の無宗教の施設が必要で

あると表明している。

「二　追悼・平和記念施設の必要性」では国立の追悼施設を作る必要性について、グローバル化の進展や戦争を知らない若い世代の増加を受けて国家として平和の誓いを国内外へ発信し追悼と平和祈念が不可分であるからとしている。また、国家として歴史についての解釈を一義的に定めることはせず、国民による多様な解釈を保障するべきであるとしている。

「三　追悼・平和記念施設の基本的性格」では具体的な方針が述べられ、この施設が「追悼と平和祈念のための国立の無宗教施設」であることが明確に述べられている。さらに追悼の対象は明治維新以後に日本の係わった戦争における死没者、戦後の防衛活動・平和維持活動での死没者で、民間人・外国人も含むとしている。また具体的な個々の人間が追悼の対象に含まれているかどうかを問う性格のものではないとしている。これは、日本が近代国家として出発してから過去に日本が係わった戦争で亡くなった人に加えて、将来に起こり得る事態を想定して、日本の平和や安全を保つための活動と日本が係る国際平和のための活動などの死没者までもが対象になるとしている。この将来の死没者とは主に自衛隊を想定していると考えられ、他にも国の意思に従った活動のためにＮＧＯに参加した民間人の死没者も含むといったところまで懇談会では議論されていた[一九]。

ここではさらに「戦後について言えば、日本は日本国憲法により不戦の誓いを行っており、日本が戦争することは理論的にあり得ないから、このような戦後の日本にとって、日本の平和と独立を害したり、国際平和の理念に違背する行為をした者の中に死没者が出ても、この施設における追悼対象とならないことは言うまでもない」として、過去の戦争における外国人戦没者と、今後の平和維持活動における相手側の死没者との間に線引きがなされた。「無宗教」についての説明では憲法に反しないよう宗教性を排除したものでなければならないとしているが、この施設を訪れて個々人がそれぞれの信仰に基づいて、各人が望む形式で追悼を行うことは保障するとしている。

「四　既存施設との関係」では、新施設が靖国神社・千鳥ヶ淵戦没者墓苑と共存でき、既存の施設の存在意義を失わさせることなく別個な目的を達成できるとしている。例えば、靖国神社は宗教法人の宗教施設であるが、新施設は国立の無宗教の施設であり個々の死没者を慰霊・顕彰するための施設ではないと規定する。また千鳥ヶ淵戦没者墓苑は遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるために建設された施設であり、新施設とは目的が異なると説明している。

「五　追悼・平和祈念施設をつくるとした場合の施設の種類等」では、施設の種類・名称・設置場所について結論を出すのは時期尚早だとして明確な案は出していない。

報告書の最後には追悼懇の開催中に逝去した坂本多加雄の意見が参考意見として添付されている。その意見では「国の危機に殉じた人々を追悼し、顕彰することは、世界各国の国民に共通する普遍的な徳であり意志である。靖国神社は宗教法人上は一民間宗教団体であるが、国民の大多数の意識の上では、まさしくそうした追悼のための施設であったし、現にそうである」と述べ、国は靖国神社で公的な追悼事業を行うべきで新しい施設は必要ないという考えを表明していた[二〇]。ここから追悼懇では推進だけでなく反対の意見も聞きつつ意見を集約していったことがうかがえる。

この報告書における主要な論点は「無宗教」と「追悼の対象者」の二点にあると考えられる。

まず「無宗教の施設」というのは、報告書の「はじめに」にも書かれていることから、この新しい追悼施設の中心的なコンセプトであると言える。靖国神社は戦後まもなく単一の宗教法人として再出発したために、政教分離の原則から国が一法人である靖国神社で戦没者の追悼事業を行うことが憲法に違反するのではないかと指摘されてきた[二一]。この違憲という問題を解決するため六〇年代には「国家護持法案」を立案し、靖国神社を特別法人に変えてこの問題解決を試みるという動きもあったが実現しなかった[二二]。このように、靖国神社をめぐる政治的問題の中心が「政教分離」の問題にあったことを考えると、新しい追悼施設を作ろうとする立場が特定の宗教によらない「無宗教」の施設を作ろうとするのは当然の帰結である。とはいえ追悼という行為が何らかの宗教的行為に結びつくのは確かであり、「施設自体の宗教性を排除することがこの施設を訪れる個々人の宗教的感情まで国として否定するものではないことは言うまでもなく、各自がこの施設で自由な立場から、それぞれ望む形式で追悼・平和記念を行うことが保障されていなければならない」と報告書にあることから、各宗教団体それぞれの形式によって追悼・慰霊の式典を行うことができるという意味で、特定の宗教によらない無宗教の施設が目指されたのだろうと推察できる。これに対して反対する人々の意見は主に三つに集約できる。まず、追悼とはそもそも宗教的行為であって、無宗教の追悼施設というのは詭弁であるというもの。つぎに、海外の事情を見回すと国家行事において伝統的な宗教儀礼が含まれるのは普通のことであり、日本における政教分離の原則が諸外国と比べて厳格すぎるというもの。最後に、靖国神社は戦後のＧＨＱの占領政策によって単一の宗教法人となったが、現代の人々のなかには単なる民間の宗教団体ではなく、公的な追悼施設であるという歴史的意義を重視した考えもあるというものだ[二三]。

次に「追悼の対象者」とは、特にＡ級戦犯の扱いをどうするのかといった問題に関する部分である。靖国神社問題のもう一つの中心は、一九七八年に靖国神社によって合祀されたＡ級戦犯であったことからも、新

しい追悼施設が特定の人物によってその施設の性格自体が左右されてしまうことがないよう努力したことは間違いない。報告書では「具体的な個々の人間が追悼の対象に含まれているか否かを問う性格のものではない」としてA級戦犯を追悼の対象に含まれているのかどうかを明確に示しはしなかった。この点について反対する意見には戦争責任の所在が曖昧になるという批判もあるが、多くは東京裁判によるA級戦犯は遺族援護法や恩給法が戦犯に対して適用していることをみても国内的には犯罪者と見られていなかったと主張し、靖国神社がA級戦犯を合祀しているからという理由による中国や韓国からの批判は斥けるべきだし、新しい追悼施設は必要ないとしている。しかし、新しい追悼施設としては「死没者を悼み、死没者に思いを巡らせる」という性格、平和記念と不可分のものということを強調することによって、靖国神社における英霊祭祀を中心に置こうとする慰霊・顕彰といった追悼とは違う追悼を行う場であるという考えを示している[二四]。

以上のように批判されている部分もあるが、「追悼懇」の報告書に書かれている新しい追悼施設は全体的に未来志向で近隣諸国への配慮もあり、一見すると追悼を行う場として妥当な施設だという印象を受ける。しかしこの報告書が出された後から強い反対運動が起こるようになり、追悼懇が目指した追悼施設の建設は実現されることはなかった。

三、実現できなかった要因

新しい国立追悼施設が実現されなかった要因は、反対派の主たる靖国神社を支持する勢力の変容と、新しい追悼施設建設を実行させるリーダーシップの欠如の二つだと考える。

まず新しい国立追悼施設に反対する勢力は大きく二つにわけることができる。一つは国家による追悼は必要ないという立場、もう一つは追悼を靖国神社で行うべきという立場の二つだ。この二つの立場は、国家による追悼は本当に必要なのか、靖国神社が国立施設でないからといって新施設と靖国神社の関係を切り離すことができるのかという二つの論点とそれぞれ対応する。

前者の立場は、国立追悼施設に反対する宗教ネットワーク、財団法人全日本仏教会、日本キリスト教協議会などがとっている[二五]。反対する理由は国家が追悼をするというのは近代国民国家に共通するナショナリズムの現れであって、国家が人間の生死を管理・意味づけすることにつながり、さらには新たな戦争へ国民を駆り立てる装置として機能することになるといったものだ。宗教団体が中心となってこの立場から反対しているのは、追悼とは本来、個人の内面の自由に属する行為であって、その魂を供養することは遺族や友人によって行われてこそ意味があるのだから各宗教が個別に対応するべきだという理由によるものだと考えられる。

後者の立場は、靖国神社こそが戦没者追悼の中心的施設であり、新施設の建設は靖国神社を形骸化させるとして反対している。このような靖国神社を支持する立場は六〇年代の「靖国神社国家護持法案」を巡る議論においても存在していた。

六〇年代当時は遺族が中心となって靖国神社を支持していた。靖国神社の国家護持は六〇年代から七〇年代前半にかけて日本遺族会が政府へ毎年提出していた要望事項のなかで最多であった[二六]。

日本遺族会は戦没者の遺族によって構成されているが、構成員は年々、自然に減少するはずである。それにも関わらず靖国神社の国家護持を求めて国会に影響を及ぼすことができたのは遺族会が一定の強さを持っていたからであろう。現に遺族会は国政選挙において代表候補を参議院の全国区選挙に立てていたが、その得票数は年々上昇しており当選もさせていた[二七]。しかし、遺族に対する主な恩給である公務扶助料の受給者は、一九五五年初頭は百五十万人、一九八〇年には六十万人に減少しており遺族の人数そのものは減少傾向にあった。それでも得票数が上昇したのは、公務扶助料の受給者以外の人間も遺族会の組織の一員として活動するようになったからだと考えられる。

公務扶助料の受給者に扶養家族がいる場合、加給金が支払われるが、扶養している子が二十歳を超えると停止されてしまう。一九五五年頃には子が二十歳になる戦没者妻が多くなってきており、遺族会の働きかけによって加給金の停止に対する救済措置として二十万円の国債が特別給付金として支給された。この特別給付金の獲得は遺族の妻の世代を遺族会に取り込む大きな契機となった[二八]。日本遺族会初代婦人部長の藤田見栄は、「特別給付金」の支給が認められた感激は組織を一層強化し、一九六三年に未亡人特別給付金の支給から、多くの未亡人が団結の必要性をわかり、一九七五年ごろから未亡人が積極的に遺族会の活動に参与する体制ができたと語っている[二九]。

また遺骨収集が終了した地域と遺骨収集が望めない海上に赴くという戦地巡拝が戦没者の慰霊事業として実施されていたが、これは一九七六年から旅費所要額の三分の一が国庫から支給されるようになり、この慰霊事業が子の世代を取り込むことに貢献したと言われている。具体的には、戦跡巡礼のための補助金のことを知らない遺児から「俺も遺児なんだ。どうすればいい？」という問い合わせが来た場合、「遺族会に入れば申請できる」と教え、遺族会に取り込んでいたのだった。この活動によって戦跡巡拝に参加した遺児に「今度自民党に（投票を）お願いします」と言えば、ほぼ必ず投票用紙に書いてくれるという状態にまでなったという[三〇]。

こういった遺族会の組織化が進んだことによって、一九六五～十九七一年の国家護持法案の提出が後押しされたと考えられる。この後も組織としての遺族会の発展は続き、七〇年代後半から八〇年代前半にかけて

遺族会の組織力は最高潮に達した。

この遺族会が従来、靖国神社を支持する勢力の代表格であった。遺族からしてみれば戦没者は肉親であり身近な存在であるので、肉親のために靖国神社を支持するというのは理に適っていると言える。ところが冒頭でも述べたように遺族の数は減少を続けており、現在の日本遺族会は代表候補も立てておらず靖国神社を支持する有力な団体だとは考えにくい。ではいったいどういった勢力が靖国神社を支持しているのだろうか。

小泉が総裁選以来明言していた靖国参拝問題がおきているなか、参拝を支持する団体として、二〇〇一年七月に「首相の靖国神社参拝を求める国民の会」（代表・小堀桂一郎）、八月に「小泉総理の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」（会長・保岡興治、後に高市早苗）が結成された[三一]。追悼懇発足後の二〇〇二年六月十一日にはこの両会の共催で「国立追悼施設に反対する国民集会」が開かれ国会議員百十六名に加えて約二千人の参加者を集めた[三二]。追悼懇の報告書提出を控えた十二月四日には「靖国神社に代わる国立追悼施設に断固反対する緊急集会」と国会請願行進が行われ、集会には古賀誠、中川昭一をはじめ国会議員三十五名が参加した。六月十一日の集会における決議文によると、主な反対理由は次の三点であった。

一、中国や韓国が批判を繰り返しているが、これらの批判に屈して靖国神社と別の施設を作ることは外国の内政干渉を許している。

二、靖国神社は戦没者追討の中心的施設である。もしも新たに国立追悼施設をつくれば、靖国神社の存在そのものを否定することになる。

三、国が靖国神社と別の追悼施設をつくることは、英霊の靖国神社に対する思いを無視する背信行為となる[三三]。

新しい追悼施設ができれば靖国神社の存在意義が相対的に弱まることは避けられないという危機感から反対していることがうかがえる。ただ、この立場の参加者のなかにはA級戦犯を分祀した後に靖国神社で追悼を行うべきという考えを持った者も含まれている。古賀誠などがそれに該当し「あれは昭和五三年。突然、合祀された、その以前の状態に戻してもらいたいという事は宮司さん預かってくださいと。そしてあの戦争の決着というのは、ここで着けてくださいよ。ということをお願いをしている。これが私の分祀論なんです」といった意見を述べている[三四]。

新しい追悼施設に反対する集会は「首相の靖国神社参拝を求める国民の会」と「小泉総理の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」の両会の共催によって開催されたとあるが、この二つの会も含めて反対集会には日本会議が深く関与していたことが窺われる。日本会議は

その活動方針に「政府や政治家の皆さんが常に国への誇りを持って、国益を守り国民の多数意思を大切にする政治の実現を求めて国民運動を展開します」とあり[三五]、その国民運動の歩みにおいて前述した一連の反対集会と、二つの会のどちらもが記載されている[三六]。日本会議は毎年八月十五日には靖国神社で「戦没者追悼中央国民集会」の開催も続けており[三七]、傘下の日本会議国会議員懇談会を通して靖国神社での戦没者追悼に関する要望を国政に反映させようとしている。つまり日本会議は靖国神社を支持する最も主要な勢力となっている。

しかし遺族会と違って日本会議は直接的な靖国神社との関係がない。それでも日本会議が靖国神社を支持するのは、血縁関係や利益関係などではなく、その思想や信念によるものだと考えられる。日本会議のオピニオンには「靖国」という項目があり、「世界の多くの国では、その国の文化・伝統・慣習に従った方式によって戦歿者を慰霊・顕彰して感謝の誠を捧げているが、これが他国の介入を許さない国家の根源にかかわることがらであることはいうまでもない。わが国において戦歿者慰霊・顕彰の中心的施設は靖国神社であり、「戦歿者を追悼し平和を祈念する日」である八月十五日に、首相が政府及び国民を代表して靖国神社に参拝し、英霊に対し、深甚なる追悼と感謝の意を表すことは、至極当然のことである。」といった声明を掲載している[三八]。

日本会議の主張はどれも非常に保守的で全国民的同意を得られるものとは到底考えられないが、国会議員がその意向に耳を傾ける姿勢を示すのは一重に選挙のためであろう。日本は一九九四年に小選挙区比例代表制並立制を導入した。小選挙区では僅差の勝負になることもあり、各議員にとって投票してくれる支持団体は重要な存在となる。日本会議が設立されたのは、導入後初の総選挙が行われた翌年の一九九七年である。国会議員がこうした団体の意向を無視できない制度的前提が生まれていることは考慮すべきだろう。

衰退する日本遺族会に代わって、こうした新たな勢力が台頭してきたことによって靖国神社を支持する力が衰えないのだろうと思われる。

次にもう一つの要因として考えられるのがリーダーシップの欠如だ。

小泉首相が終戦記念日に靖国神社を参拝したことを受け、毎日新聞が十五、十六の両日に世論調査を実施した。その結果は参拝を「評価する」という回答は五〇％で、「評価しない」は四六％だった[三九]。毎日新聞の調査は二〇〇六年ものであるが、二〇〇二年にＰＨＰ研究所が発行する雑誌『Ｖｏｉｃｅ』二〇〇二年九月号で靖国参拝に関する特集を組み「経営者百人アンケート」として百十四名の経営者から靖国問題へのアンケート回答を得ている。その結果も賛成と反対がほぼ半々になっていた。小泉政権の時代は全体的に靖国参拝に対する意見は賛成と反対がほぼ半々であったと考えられ、反対派が圧倒的に強かったわけでもなかった。

追悼懇で議論がなされている最中の二〇〇二年四月八日に小泉は

「（代替施設は）靖国とは別ですから」として靖国神社に参拝する考えを表明し、実際二十一日に参拝をした。これは新しい国立追悼施設の有無にかかわらず、靖国神社に参拝する考えを表明したものであり、追悼懇の委員からは「発言の意味は大きい。いよいよ何のための議論か分からなくなった」という意見が出るようになった[四〇]。さらに参拝に際して「国のために尊い犠牲となった方々に対する追悼の対象として、長きにわたって多くの国民の間で中心的な施設となっている靖国神社に参拝して、追悼の誠を捧げることは自然なことであると考えます」と所感を述べ[四一]、この時点で委員の間では追悼懇そのものの存在意義を疑問視するようになった。つまり、追悼懇の意義をないがしろにする発言が首相自身によってなされてしまったのである。このように新しい追悼施設を推進する側にリーダーシップが欠如していたことが結果として追悼懇の報告書が棚上げされる要因になったと考えられる。

おわりに

以上、新しい国立追悼施設という案がなぜ浮上し、その施設はどういった性格のもので、それがなぜ実現されなかったのかを見てきた。戦没者追悼事業を恒久的に実施するためには、新しい国立追悼施設は必要だと考えるが、この新施設に反対する勢力は理屈や論理ではなく、思想や信念といった感情的なものに突き動かされている。よって、例えば「駅をA町に作るのか、B町に作るのか」といった政策課題とは性格が全く異なる。この状況で物事を決めるためにはリーダーシップのある人物による政治的決断が必要だと思われるが、そのためには新しい追悼施設に理解のある人物がリーダーとなり、しかもその人物がリーダーシップを発揮できるような政治的環境も必要である。

とはいえ、新しい国立追悼施設を巡る議論に意味がないとは思えない。日本と同じく敗戦を経験したドイツも長らく戦没者追悼に関して問題を抱えていたが、東西ドイツの統一をきっかけとしてこの問題を解決しようとする機運が高まり急展開をしたという例もある[四二]。日本も安全保障関連法案によって国の安全を守るために自衛隊が実際に戦闘行為に及び死没する可能性が以前より高くなっている。殉職した自衛隊員のために防衛省内部にはメモリアルゾーンという施設があるが、これは限られた人にしか公開されていない。国のために死没した人が新たに現れ、どうすれば誰もがわだかまりなく追悼できるのかといった問題を早急に解決しなければならなくなったとき、これまでの議論は参考する価値あるものになるだろう。よって、これからもこの問題をどうすれば解決できるのかという議論は継続する必要があると考える。古川が「当時の議論はまだ死んでいない」と言うのもそういった意味においてであろう[四三]。

最後に、新しい国立追悼施設ができるということは、誰もが国のため

に亡くなった人に対して追悼の意を捧げる恒久的な場ができるということである。いつでも誰でも訪れることのできる追悼施設を作ってこそ、国や国民は戦没者に対して追悼の意を捧げることを通して生命の尊さを知ることができるのではないだろうか。

参考文献

外務省政務局特別資料課編『日本占領および管理重要文章集』外務省、一九四九年

D.C.ホルトム『現代日本と神道ナショナリズム』逍遥書院、一九五〇年

新日本宗教団体連合会編『戦後宗教回想録』新宗教新聞社、一九五三年

日本遺族会『日本遺族会十五年史』日本遺族会事務局、一九六二年

日本遺族会『靖国神社国家護持に関する調査会報告書』、一九六六年

日本遺族会『靖国神社国家護持に関する調査会報告書附属文章』、一九六六年

村上重良『国家神道』岩波書店、一九七〇年

ブルノ・ビッテル『マッカーサーの涙―ブルノ・ビッテル神父にきく』朝日ソノラマ、一九七三年

村上重良『慰霊と招魂 ―靖国の思想』岩波書店、一九七四年

ラフカディオ・ハーン『神国日本―解明への一試論』平凡社、一九七六年

国立国会図書館編『靖国神社問題資料集』国立国会図書館、一九七六年

中村慶一郎『三木政権・七四七日』行政問題研究所、一九八一年

大江志乃夫『靖国神社』岩波新書、一九八四年

五百旗頭真『米国の日本占領政策』中央公論社、一九八五年

江藤淳・小堀桂一郎編『靖国論集―日本の鎮魂の伝統のために』日本教分社、一九八六年

井上順孝・村上重良編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年

葦津珍彦『国家神道とは何だったのか』神社新報社、一九八七年

日本遺族会事務局編『日本遺族会の四十年』日本遺族会、一九八八年

谷野作太郎『アジアの昇竜』世界の動き社、一九八八年

ウィリアム・ウッダード『天皇と神道―ＧＨＱの宗教政策』サイマル出版会、一九八八年

阿部美哉『政教分離―日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版会、一九八九年

大原康男『神道指令の研究』原書房、一九九三年

井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、一九九三年

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年

中曽根康弘『天地有情』文藝春秋、一九九六年

新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明堂、一九九七年

ボートン『戦後日本の設計者―ボートン回想録』朝日新聞社、一九九八年
坪内祐三『靖国』新潮社、一九九九年
厚生省援護局編『引揚げ援護の記録』（復刻版）クレス出版、二〇〇〇年
竹前栄治『GHQの人びと―経歴と政策』明石書店、二〇〇二年
ジョージ・モッセ『英霊』柏書房、二〇〇二年
川村邦光編『戦死者のゆくえ ―語りと表象から』青弓社、二〇〇三年
中野毅『戦後日本の宗教と政治』大明堂、二〇〇三年
国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』ぺりかん社、二〇〇四年
南相九『戦後日本における戦争犠牲者の「記憶」』千葉大学博士論文、二〇〇四年
赤沢史朗『靖国神社―せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』岩波書店、二〇〇五年
三土修平『靖国問題の原点（増訂版）』日本評論社、二〇〇五年
『ウッダード文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵、二〇〇六年
矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館、二〇〇六年
西村明『戦後日本と戦死者慰霊』有志社、二〇〇六年
今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』東洋書林、二〇〇六年
『佐藤功旧蔵資料（「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」関係資料）』国立国会図書館憲政資料室所蔵、二〇〇七年
国立国会図書館編『新編靖国神社問題資料集』国立国会図書館、二〇〇七年
国学院大学研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間』錦正社、二〇〇八年
国学院大学研究開発推進センター編『霊魂・慰霊・顕彰』錦正社、二〇一〇年
国学院大学研究開発推進センター編『招魂と慰霊の系譜』錦正社、二〇一三年
秦郁彦『靖国神社の祭神たち』新潮社、二〇一〇年
山本浄邦『国家と追悼』社会評論社、二〇一〇年
岡崎匡史『日本占領と宗教改革』学術出版会、二〇一二年
清水節『日本占領と宗教制度改革』國學院大學博士論文、二〇一二年
神社本庁編『靖国神社』ＰＨＰ研究所、二〇一二年
原田敬一『兵士はどこへ行った』有志舎、二〇一三年
三土修平『靖国問題の深層』幻冬舎ルネッサンス、二〇一三年
江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本』勁草書房、二〇一四年
赤澤史朗『戦没者合祀と靖国神社』吉川弘文館、二〇一五年
斎藤憲司「戦後の靖国神社問題の推移」『ジュリスト 臨時増刊』八四八号、一九八五年

南守夫「ドイツ戦没者追悼史と靖国・国立墓苑問題（上）」『戦争責任研究』第三六号、二〇〇二年
南守夫「ドイツ戦没者追悼史と靖国・国立墓苑問題（中）」『戦争責任研究』第三七号、二〇〇二年
南守夫「ドイツ戦没者追悼史と靖国・国立墓苑問題（下）」『戦争責任研究』第三八号、二〇〇二年
清水節「GHQ/SCAP の神道研究に関する資料（一）」『日本学研究』七、金沢工業大学日本学研究所、二〇〇四年
小川原正道「靖国神社問題の過去と現在」寺崎修編『近代日本の政治』法律文化社、二〇〇六年
清水節「GHQ/SCAP の神道研究に関する資料（二）」『日本学研究』八、金沢工業大学日本学研究所、二〇〇六年
清水節「民間情報局「宗教課」の組織と人事」『日本学研究』九、金沢工業大学日本学研究所、二〇〇六年
春山明哲「靖国神社とはなにか」『レファレンス 平成一八年七月号』国立国会図書館、二〇〇六年
ハリー・レイ「ハリー・レイ オーラル・ヒストリー・シリーズ ジョセフ・C・トレイナー」『戦後教育史研究』二〇、明星大学戦後教育史研究センター、二〇〇七年
ハリー・レイ「ハリー・レイ オーラル・ヒストリー・シリーズ ウィリアム・ケネス・バンス」『戦後教育史研究』二一、明星大学戦後教育史研究センター、二〇〇七年
清水節「占領期「宗教法人令」の改正問題」『日本学研究』一一、金沢工業大学日本学研究所、二〇〇八年
奥健太郎「参議院全国区選挙と利益団体―日本遺族会の事例分析」日本選挙学会編『選挙研究』二五巻二号、木鐸社、二〇〇九年
清水節「ウッダードコレクション所収「岸本英雄日記」について」『日本学研究』一三、金沢工業大学日本学研究所、二〇一〇年
鮫嶋慶章「ＧＨＱの宗教政策」『駒澤大学史学論集 四五』駒澤大学、二〇一五年

※脚注で使われているウェブページの最終閲覧日は二〇一六年一月一二日。

一 小川原正道「靖国神社問題の過去と現在」寺崎修編著『近代日本の政治』法律文化社、二〇〇六年、二三二頁。
二 前掲、小川原「靖国神社問題の過去と現在」二五六頁。
三 「小泉純一郎自民党新総裁会見〈要旨〉」『朝日新聞』二〇〇一年四月二十五日朝刊。
四 「靖国参拝は首相として」『読売新聞』二〇〇一年五月十四日夕刊。
五 若宮啓文『戦後70年保守のアジア観』朝日新聞出版、二〇一五年、七四頁。
六 「古川貞二郎インタビュー」より。二〇一五年十二月十一日実施。
七 「資料・小泉内閣総理大臣の談話（平成十三年八月十三日）」国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』ぺりかん社、二〇〇四年、二九九～三〇〇頁。

八 肩書は委員就任当時のもの。
九 藤本頼生「慰霊・追悼の政治性・宗教性―問題視される「習慣」とは何か―」國學院大學研究開発推進センター編『招魂と慰霊の系譜』錦正社、二〇一三年、一七六～一八二頁。
一〇 前掲、小川原「靖国神社問題の過去と現在」二五三頁。
一一 坂元一哉「首相の靖国参拝と日中関係」『阪大法学』六四、二〇一四年、七八五頁。
一二 江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本』勁草書房、二〇一四年、四五頁。
一三 同右、四一～五八頁。
一四 前掲、若宮『戦後70年保守のアジア観』六七頁。
一五 長谷川和年『首相秘書官が語る中曽根外交の裏舞台』朝日新聞出版、二〇一四年、二八六頁。
一六 前掲、若宮『戦後70年保守のアジア観』六九頁。
一七 「追悼懇」の開催状況は左記のウェブページを参照。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/kaisai-dex.html
一八 「追悼懇」の報告書は左記のウェブページを参照。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/kettei/021224houkoku.html
一九 「追悼懇」第七回会合は左記のウェブページを参照。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/dai7/7gijiyousi.html
二〇 「追悼懇」報告書・参考意見は左記のウェブページを参照。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tuitou/kettei/021224houkoku.html#sankou
二一 戦後の靖国神社が宗教法人として再出発する経緯は、岡崎匡史『日本占領と宗教改革』学術叢書、二〇一二年。及び清水節『日本占領と宗教制度改革』國學院大學博士論文、二〇一二年。に詳しい記述がある。
二二 靖国神社国家護持法案をめぐる経緯については、赤澤史朗『靖国神社 せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』岩波書店、二〇〇五年。に詳しい記述がある。
二三 蓮池隆広「新国立追悼施設構想とその反響」国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』ぺりかん社、二〇〇四年、一六九頁。
二四 前掲、蓮池「新国立追悼施設構想とその反響」一七〇～一七一頁。
二五 前掲、蓮池「新国立追悼施設構想とその反響」一六四頁。
二六 奥健太郎「参議院全国区選挙と利益団体―日本遺族会の事例分析」日本選挙学会編『選挙研究』二五巻二号、木鐸社、二〇〇九年、七一頁。
二七 同右、六七頁。
二八 前掲、奥「参議院全国区選挙と利益団体―日本遺族会の事例分析」七三頁。
二九 能勢昭子「過ぎし日々への回想」『英霊に捧ぐ、残されし日々』高知県遺族会、一九九一年、二四七頁。
三〇 前掲、奥「参議院全国区選挙と利益団体―日本遺族会の事例分析」七五頁。
三一 前掲、蓮池「新国立追悼施設構想とその反響」一五九～一六一頁。
三二 代表発起人には、草柳大蔵、小堀桂一郎、小林よしのり、津川雅彦、中西輝政、船村徹、前野徹、渡部昇一ら十七名が名前を連ね、自民党の靖国護持派や遺族会系の国会議員を中心とした政治家が出席し、亀井静香らが挨拶をした。これまで賛成にも反対にもまわらず慎重な姿勢を見せていた日本遺族会会長の古賀誠もメッセージを寄せた。
三三 「資料・国立追悼施設に反対する国民集会 決議文」国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』ぺりかん社、二〇〇四年、三一五～三一六頁。
三四 二〇一四年六月九日、TBSラジオ「荻上チキ・Session-22」の特集「自民党・大研究」（ゲスト・御厨貴、中北浩爾、TBSラジオ武田一顯記者）で記者のインタビューにそう応えている。放送されたインタビューは「古賀誠・元自民党幹事長インタビュー。一部書き起こし」で参照可能。
http://www.tbsradio.jp/ss954/2014/06/20140616-1.html
三五 「日本会議の活動方針」
http://www.nipponkaigi.org/about/katsudo
三六 「日本会議・国民運動の歩み」
http://www.nipponkaigi.org/activity/ayumi
三七 「第二十九回戦歿者追悼中央国民集会プログラム」
http://www.nipponkaigi.org/wp-content/uploads/2015/08/第29回戦歿者追悼中央国民集会プログラム.pdf
三八 第二十四回戦没者追悼中央国民集会「声明」と「首相談話に関する日本会議の見解」
https://www.nipponkaigi.org/opinion/archives/1193
三九 「小泉首相靖国参拝・評価五〇％、批判四六％」『毎日新聞』二〇〇六年八月十七日朝刊。
四〇 「靖國代替慰霊施設の構想、意見集約できず」全国戦友連合会『戦友連』四〇三号、二〇〇二年八月二十五日。
四一 「資料・靖国神社参拝に関する所感（平成十四年四月二十一日）」国際宗教研究所編『新しい追悼施設は必要か』ぺりかん社、二〇〇四年、三〇〇頁。
四二 ドイツの事情に関しては、南守夫「ドイツ戦没者追悼史と靖国・国立墓苑問題」『戦争責任研究』第三六～三八号、二〇〇二年。及びジョージ・モッセ『英霊』柏書房、二〇〇二年。に詳しい論考がある。
四三 「戦後七十年これまで・これから 第九回 国家と死をどう考えるか（その一）」『毎日新聞』二〇一五年八月十三日朝刊。